

## 住宅金融支援機構適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程(以下「規程」という。)は、一般社団法人日本住宅性能評価機構(以下「当機関」という。)が独立行政法人住宅金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定に伴い、適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分)

第2条 適合証明業務の手数料は、新築住宅とリ・ユース住宅・証券化支援事業(中古住宅)に区分するものとし、新築住宅にあつては一戸建て住宅と共同建て住宅に区分し、リ・ユース住宅・証券化支援事業(中古住宅)にあつては、一戸建て(併用住宅、2階建て共同住宅を含む)とマンション(3階建て以上)に区分するものとする。

2 優良住宅取得支援制度(以下「優良住宅」という。)における手数料は一戸建て住宅と共同建て住宅に区分するものとする。

(新築・一戸建て住宅における手数料)

第3条 一戸建て住宅における一般のフラット35及び優良住宅の手数料は、別表1のとおり当機関において確認検査及び性能評価を受けた物件、確認検査及び性能評価を受けない物件に応じて区分したAからDの設計検査手数料と現場検査手数料(中間検査、竣工検査・適合証明手数料)を加算した額とする。

2 一般のフラット35から優良住宅への切り替え物件手数料については、当機関において住宅性能評価(建設評価)を取得していない別表1の区分C及びDの物件が対象となることから一般のフラット35手数料と優良住宅手数料の差額分を納付することとする。

3 本手数料のほかに出張費が必要とされる物件は、該当する出張費を加算する

(新築・共同住宅における手数料)

第4条 共同住宅における一般のフラット35及び優良住宅の手数料は、別表2のとおり当機関において確認検査及び性能評価を受けた物件、確認検査及び性能評価を受けない物件に応じ、区分AからDの「設計検査手数料」と「現場検査手数料」(竣工現場検査・適合証明手数料)を加算した額とする。

2 本手数料のほかに出張費が必要とされる物件は、当機関において確認検査または性能評価を受けない物件が対象で、当該する出張費を加算する。

(登録マンションにおける手数料)

第5条 登録マンションにおける一般のフラット35及び優良住宅の手数料は、別表3のとおり当機関において確認検査及び性能評価を受けた物件、確認検査及び性能評価を受けない物件に応じ、区分AからDの「設計検査手数料」と「現場検査手数料」(竣工現場検査・適合証明手数料)を加算した額とする。

2 本手数料のほかに出張費が必要とされる物件は、当機関において確認検査または性能評価を受けない物件が対象で、当該する出張費を加算する。

(リ・ユース住宅、証券化支援事業《中古住宅》における手数料)

第6条 リ・ユース住宅、証券化支援事業《中古住宅》における手数料は、一戸建て等とマンションに区別するものとし、それぞれの住宅が当機関において住宅性能評価(建設評価)を受けた物件と住宅性能評価(建設評価)を受けない物件に区分し、さらにマンションにおいては、住宅金融支援

機構マンション情報登録を受けている物件と住宅金融支援機構マンション情報登録を受けていない物件に区分してそれぞれ別表1に掲げる額に、当該する出張費を加算した額とする。

2 優良住宅支援制度における中古住宅の手数料は第1項と同様の区分によるが、耐震性能に関する基準の判定には構造計算書が必要となるため別途の手数料を定めることができる。

3 不合格となった物件の再検査(合格判定のための再検査)手数料については16,800円とする。

#### (特定区域における手数料の設定)

第7条 当機関における本・支店の営業区域において、地域の実情等により必要と認める場合で業務の一部が省略できる等合理的な理由がある場合は、それぞれ当該手数料の額を超えない範囲で別途手数料を定めることができる。

#### (特例手数料の適用)

第8条 本規程を直接適用できない特例な理由を有する物件については、別途特例の手数料を設けることができるものとする

#### (手数料の支払期日)

第9条 申請者が納付する手数料の支払期日は、新築住宅にあつては設計検査申請受付の翌日から5日以内とし、リ・ユース住宅・証券化支援事業(中古住宅)にあつても物件調査・適合証明申請受付の翌日から5日以内とする。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の支払期日を取り決めることができる。

#### (手数料の支払方法)

第10条 申請者は手数料を前条の支払期日までに当機構の指定する郵便局口座に振込みの方法で次のとおり納付するものとする。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。

2 一般のフラット35及び優良住宅の手数料にあつては、初回の申請時に一括して納付するものとする。

3 登録マンション(第5条)における手数料は、設計検査申請時と竣工現場検査申請・適合証明申請時にそれぞれ分割納付するものとする。

#### (適合証明の再交付料金)

第11条 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付にあつては、再交付料金として5,250円を納付するものとする。

#### (手数料の返還)

第12条 収納した手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

#### 附則

この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構と適合証明業務に関する協定の変更に関する協定書を締結した日から施行する

改訂：平成19年4月1日